

◎開議の宣告

- 石山米男 議長 おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。
- 

◎議案第159号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 石山米男 議長 日程第1、議案第159号横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

- 鈴木信好 総務企画部長 おはようございます。

それでは、議案第159号横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案の2ページをご覧くださいと思います。

内容であります、今年度の人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告に基づきまして、一般職、特別職、常勤の特別職の給与改正を行うとご提案申し上げますが、それにならしまして市議会議員の議員報酬についても改正しようとするものであります。

具体的な内容であります、平成21年12月1日から施行する分として、12月期の期末手当を0.1カ月分減じて1.6カ月とするものであります。また、22年4月1日から施行する分として、6月の期末手当を0.15カ月分減じて1.4カ月とするものであります。これによりまして、年間の減額分は133万6,000円ほどになります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第160号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 石山米男 議長 日程第2、議案第160号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

- 鈴木信好 総務企画部長 それでは、議案第160号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に

ついてご説明申し上げます。

4 ページをお開き願いたいと思います。

これにつきましても、先ほどご説明申し上げました内容と同一でありまして、常勤の特別職、市長、副市長、常勤監査委員、区長、教育長の給与についてであります。平成21年12月1日から施行する分として、12月の期末手当を0.1カ月分減じ、1.6カ月にしようとするものであります。また、22年4月1日から施行する分として、6月の期末手当を0.15カ月分減じて1.4カ月にしようとするものであります。これによりまして、年間の減額総額は72万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第3、議案第161号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 それでは、議案第161号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

内容は7ページからとなります。

これにつきましても、人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告に基づきまして改正しようとするものであります。

改正内容は、8ページから32ページまでの給料表の関係であります。これにつきましては、1級から3級の若年層の給与については減額をいたしません。それ以外について平均して0.2%減額しようとするものであります。

また、期末手当につきましては、12月期の期末手当並びに勤勉手当、合計いたしまして0.15カ月減ずることとなります。その結果、支給の月数は2.125カ月となります。また、6月の分につきましては0.2カ月分減じまして1.875カ月分というふうになります。これによります減額幅は、詳細にはまだ積算しておりませんが、2億5,000万円以上になるということになります。

それから、33ページをお開き願いたいと思います。

33ページでは、時間外勤務の関係について改正しております。時間外勤務につきましては、1カ月60時間を超える職員につきましては、60時間を超えた分を給与額の100分の150で計算するという改正になります。ちなみに、深夜につきましては100分の25加算されまして100分の75で計算するというふうにな

っております。現在は、平日につきましては100分の125、それから休日につきましては100分の135、深夜につきましては100分の50となっておりますが、60時間を超える分については100分の150ということがあります。なお、現在60時間を超える職員は、1月にしますと10人前後であります。

続きまして、33ページの後段のほう、5項のところではありますが、時間外勤務の時間につきまして代休指定をできるというふうな内容の改正であります。

それから、次の35ページをお開き願いたいと思います。

35ページは住居手当の廃止の改正であります。住居手当は現在、月額2,500円、対象人数は69名ありますが、出ておりますが、これをすべて廃止するということでありまして、年間の削減額は207万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

午後 3時25分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎認定第8号～認定第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第4、認定第8号平成20年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第29、認定第33号平成20年度横手市総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの26件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（1番木村清貴議員）登壇】

○木村清貴 決算特別委員長 今臨時会におきまして、決算特別委員会に付託になりました認定26件について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

認定26件の審査につきましては、11月11日に決算特別委員会を開催し、総務文教・産業経済常任委員会の所管を審議する第1分科会、厚生・建設常任委員会の所管を審議する第2分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会審査は12、13日に行われ、すべて認定すべきものでありました。本日、開催した決算特別委員会で各分科会長報告を受け、それを踏まえた総括質疑を行ったところであります。

認定26件について討論はなく、採決の結果、すべて認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第8号、第9号、第11号の3件については、起立採決を行い、起立全員でありました。

以上をもちまして、決算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、認定第8号平成20年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第9号平成20年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第11号平成20年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第11号に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、既に議決されております3件を除く23件について採決します。

23件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、23件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第157号及び議案第158号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第30、議案第157号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第31、議案第158号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（22番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 厚生常任委員長 厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

今臨時会におきまして、厚生常任委員会に付託になりました議案2件につきまして、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第157号では、弁償金の回収の見通しと今後の処置について質疑があり、当局より、賠償命令は12月25日を期限とする。しかし、回収は難しいという見通しである。現在は、今後の会計に影響を与えないための方策を検討中であるとの答弁がありました。

このほか、職員採用の際の保証人制度などについて質疑があり、討論では、齋藤光司委員より、この会計は目的税である。賠償金が納付された場合には、一般会計に優先してこの会計に繰り入れることを要望して、本案に賛成するとの討論がありました。

本案について、以上の質疑、討論があり、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第158号では、10月30日に報告された横領分の処理についての質疑があり、当局より、この件については、現在監査中で未確定であり、確定後に補正予算等をお願いすることになるとの答弁がありました。

このほか、弁償金回収後の繰り入れ方法、横領件数、告訴の内容などについて質疑があり、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第157号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第157号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第158号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第158号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**◎議案第159号～議案第161号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○石山米男 議長 日程第32、議案第159号横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例より、日程第34、議案第161号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

**【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】**

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会に付託された案件につきましてご報告申し上げます。

今臨時会で、総務文教常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第159号と議案第160号では、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第161号では、月60時間を超えた場合の時間外勤務の振り替えについての質疑があり、当局より、基本的には事前に職場の中で相談して、2カ月の中で調整してもらうことを原則としながら、振り替える日を決めてもらう。できるだけ健康管理の部分からは振り替えしてもらうわけだが、どうしても60時間を超えて振り替えできない分については、150%の割り増しを払うこととなる。なお、規定ではどちらも選択できるが、働く人の健康を守る意味では、できるだけ振り替えるようにと現場に話していくことになる。このため、振り替えしてもらえるように、課内全体の仕事をみんなで協力するやり方や、人事部局では人員配置の人数の割合など気をつけていかなければいけないと思っているとの答弁

でありました。

このほか、勤務時間短縮の検討、勤務時間の管理方法、時間外勤務の実態などについて質疑があり、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第159号横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第159号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第160号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第160号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第161号横手市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第161号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第156号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第35、議案第156号平成21年度横手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 一般会計予算特別委員長 今臨時会におきまして、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第156号の審査につきましては、11月11日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教常任委員会の所管を審議する総務文教分科会を設置し、審査案件を総務文教分科会に委嘱いたしました。

分科会審査は、11月11日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会で分科会長報告を受け、報告は原案のとおり可決すべきものでありました。

本案について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第156号平成21年度横手市一般会計補正予算（第9号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第156号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について

○石山米男 議長 日程第36、議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査する申し出があります。



お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり委員の任期中、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○石山米男 議長 日程第37、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○石山米男 議長 これで平成21年第7回横手市議会11月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時46分 閉 会